

令和5年1月9日

地域密着型サービス運営推進会議代替資料の公表

厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第108条の規定に基づき、運営推進会議を開催するところ、新型コロナウイルス感染症の流行を理由として令和2年2月27日に面会謝絶を決定、以降継続中であること、あわせてこの会議を中止しているため、これを中止、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えます。

千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

設置主体) 株式会社 相生

代表者) 代表取締役 萩原 将之

事業所と事業主体の概要

事業所の名称	ゆうなぎ九十九里
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 (通称：グループホーム、認知症高齢者グループホーム) 介護保険事業所番号1275900213
サービスの定義 介護保険法 第8条第20項	要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
所在地	〒283-0102 千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1 電話0475(70)7333 FAX0475(70)7335
開設年月日	平成17年10月 1日開設、利用定員9人（一番館）
共同生活住居	平成23年 4月 1日開設、利用定員9人（二番館）
利用定員	
事業主体	〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3079番地3 (商号) 株式会社 相生 (かぶしきがいしゃそうせい) 電話0475(36)5711 FAX0475(36)5712

運営推進会議の概要

予定していた日時、会場 令和4年12月26日13時30分から
当ホーム二番館のリビングダイニング

会議の構成

委員 ・当ホーム入居者 ・当町健康福祉課
 ・地域住民 ・当町地域包括支援センター
 ・ちどりの会 ・当町社会福祉協議会
 (当町所在、ボランティア団体) ・当ホーム管理者、当社代表者

予定していた議題等

1. 入居者情報（保険者、要介護度等）
2. 新型コロナウイルス感染症について
 - (1) 当ホーム、ゆうなぎ九十九里の状況
 - (2) 当社経営管理の同種、僚施設、ゆうなぎ白子のクラスター感染
3. 次回運営推進会議も中止、資料配布

1. 入居者情報

① 保険者等

保険者	当町	大網白里市	長生郡白子町	茂原市	計	合計
人数	13	1	2	1	17	17
増減				-1	-1	-1

入居人員総数 17

茂原市在住の1名が7月15日から自費の扱いにて入居、継続して9月22日に同市がこの1名に限り指定、その後、11月10日に肺がんにより死亡退去。したがって、前回会議予定時（10月24日）と比して総数は1の減、入居定員18名に対して17名。

① 要介護度等～前回当会議開催時とほぼ変化はない。

※この項、前回資料と同一記述

高齢者の認知機能低下、8割の施設で コロナ制限影響か～日本経済新聞
(6月25日 WEB)

最近、当ホームの役職員間で話題を集めたのが、表題の記事（社内 SNS で共有）。要約すると、当ホームが新型コロナウイルス感染症流行以来、危惧

していたことが全国的に見られているということ。ADL（日常生活動作）の低下はもちろんのこと、認知機能の低下も引き起こしているが、記事で、東京都内の施設関係者の弁として「ワクチンを何度接種しても『ブレークスルー感染』の心配は拭えない。再開（面会等）は慎重にならざるを得ない面がある」と打ち明ける。と、あり、当ホームと見解を一にする。4月開催予定時と同一文言となるが、最近、制限された状況から緩和されつつあるが、依然として、クラスターは病院、施設での発生が多く見られ、脅威に変わりはなく、面会、外出の制限を継続している。その結果、ADLの維持、QOLの向上を図る施策が限られ、易感染状態にあることを前提とした外出をとまなう日常生活様式の再構築が課題であるが、決め手を欠いている。

高齢者の認知機能低下、8割の施設で コロナ制限影響か～日本経済新聞（6月25日 WEB）

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE069J50W2A600C2000000/>

2. 新型コロナウイルス感染症について

（1）当ホーム、ゆうなぎ九十九里の状況

- ① 7月29日付無期限の面会謝絶等を要請する旨、弊社WEBサイトで告知。関係者（入居者の親族等）全員に電子メール、レタックスで通知。
- ② 本日現在（令和5年1月9日）、全入居者ならびに全役職員の感染、発症はない。
- ③ 本日現在（令和5年1月9日）、全役職員の家族、関係者などにおいて感染、発症、濃厚接触等の報告はない。

（2）当社経営管理の同種、僚施設、ゆうなぎ白子のクラスター感染

次頁（4，5，6頁）のとおり。

(2) 当社経営管理の同種、僚施設、ゆうなぎ白子のクラスター感染

事業所の名称	ゆうなぎ白子
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 (通称：グループホーム、認知症高齢者グループホーム)
所在地	〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3079番地3 電話0475(36)7188 FAX 0475(36)5712
管理者	萩原将之(兼計画作成担当者、当社代表者)
時系列と、発生した事実等	
R4. 12. 15	当社代表者(兼ゆうなぎ白子管理者兼計画作成担当者)が同日朝の抗原検査キット施用によって陽性反応。かかりつけ医の診察を受け、新型コロナウイルス感染症と診断。同日を0日として、12月22日まで所轄保健所のフォローを受けながら自宅療養することとなった。易感染状態にあり重度化が懸念される同居の親族があるが、感染第8波急拡大にあつて、自宅療養を選択せざるを得ず、自宅隔離となった。
12. 22 ①	介護職員αが抗原検査キット施用によって陽性反応。近医の診察を受け、PCR検査等実施し、新型コロナウイルス感染症と診断。
②	定期の訪問診療。この際、入居者全員(9名定員中8名入居中)と役職員全員に抗原検査の実施。入居者5名(A, B, C, D, E)を訪問診療の医師が新型コロナウイルス感染症と診断。全員、中重度の症状は見られず、施設内療養が決定。当ホームを所管する白子町に通報、あわせて、千葉県知事部局高齢者福祉課に通報。同課から入居者5名以上のクラスター感染のため、所轄保健所のフォローを受けるように指示。当ホームを所管する茂原市所在、調整健康福祉センターのフォローを受ける。施設内療養の最終日は12月29日となる。
③	介護職員βが近医の診察を受け、PCR検査等実施し、新型コロナウイルス感染症と診断。
④	当社代表者名にて、当ホームを始め、ゆうなぎ九十九里の入居者親族、関係者にクラスター事案の発生と所要の措置を講ずる旨の信書、電子メール、SNS等で通知。当社WEBサイトにて同書面を掲載して公表。面会謝絶の強化、ゆうなぎ九十九里・白子間役職員往来の禁止。
12. 26	12. 26入居者2名(F, G)について、新型コロナウイルス感染症をベースとした症状であるか、上気道炎(いわゆるカゼ)の症状であるか判別がつかないが、みなし陽性として、新型コロナウイルス感染症と診断。これにより、施設内療養の最終日は令和5年1月2日となる。
12. 27	12. 27新たな感染者2名の増加を受け、12. 22④に続き、第2報として、当社代表者名にて、当ホームを始め、ゆうなぎ九十九里の入居者親族、関係者にクラスター事案の発生と所要の措置を講ずる旨の信書、電子メール、SNS等で通知。当社WEBサイトにて同書面を掲載して公表。
R5. 1. 2	症状を発する者は入居者、役職員ともになく、療養最終日。あわせて、12. 27に続き、当社代表者名にて、当ホームを始め、ゆうなぎ九十九里の入居者親族、関係者にクラスター事案の発生と所要の措置を講ずる旨の信書、電子メール、SNS等で通知。当社WEBサイトにて同書面を掲載して公表。
1. 3	日付が変わり、施設内療養解除。念のため、この日は自主的に療養とみなす措置。
1. 4	面会謝絶の強化は継続、同日8:30を以てゆうなぎ九十九里・白子間役職員往来の禁止を解除

図表に記載の、12. 22④の公表書面(第1報)・12. 27の公表書面(第2報)、1. 2の公表書面(第3報)は末尾に添付。

① ゆうなぎ白子における最終的な感染者数～1.2の公表書面（第3報）から引用

・入居者8名中7名

（入居定員9名のところ、8名入居）

・役職員10名中8名

（PCR検査を経ず抗原検査のみにて判明した者、無症状の者、PCR検査ならびに抗原検査を経ずに医師の診断によりみなし陽性とされた者を含む）

② 12月22日以降、クラスター発生後、施設内療養解除（1月3日）までの運営状況

1. 感染判明後無症状の役職員については、継続して勤務に就いた
2. 感染が認められない役職員の出勤については差し止めた
3. 同居の親族関係者が易感染状態かつ感染発症の際には重度化し易いと思われる役職員については、帰宅せずに、この間、ゆうなぎ白子の和室等のスペースを利用して宿泊し、勤務に就いた
4. ゆうなぎ白子の建物は元保養所跡を改装改築しており、2階が居室ならびにリビングダイニング、キッチン、バスルーム、トイレがあり、2階で生活が完結する。2階と1階でゾーニングが可能で、1階は当社の本社執務室、応接、和室、ロビー（デイルーム）、大浴場、小浴場、キッチンがある。食事については、通常2階で朝昼夕食と入居者と役職員がともに調理して供しているところ、この間は1階のキッチンで既に治癒、寛解した役職員が調理し提供した

③ その他

1. 感染経路は不明
2. 中重度化する者は、入居者、役職員ともになかった
3. ワクチン接種状況は1名の役職員のみ5回目接種を終え、入居者と他の役職員全員は4回目接種を終えていたが、訪問診療による5回目接種の日程が決まらない中で、4回目接種をオミクロン株対応型のワクチンを用いていた
4. 困難さを感じてはいるが、当局の支援を仰ぎながら、感染予防対策の見直しを併せて実施し、その実効性を確保したい

④ 当ホーム、ゆうなぎ九十九里への影響

1. ゆうなぎ白子1階のキッチンにて調理し、当ホーム提供される惣菜や甘味（小倉あん等）の提供が途絶
2. 当ホーム、ゆうなぎ白子間の介護上の役職員の配置、すなわち兼務はないことから、当ホームの介護における運営上の影響は生じなかった
3. 当ホームもゆうなぎ白子も、当社が経営管理している関係上、代表者を始めとする管理部門の役職員は週に何度も往来があるが、12月22日以降、年が明け1月4日午前8時30分まで往来を禁じた。禁じたことによって、当ホームの介護における運営上の影響は生じなかった
4. 介護施設を運営する上でのBCP計画（総論）は存在し、管理部門のBCP計画も大きく包含しているが、それとは独立して管理部門に特化しつつ介護施設とも連携するBCP計画（管理部門各論※）の策定が必要かと考えている

※（例）給与等の支払いにおける金融機関への指示、諸経費支払い、売上の入金、預金の預払について、現在WEBで行なっている。しかし、トラブルが生じた際には、最寄りの金融機関の営業店に代表者自ら出向いてその処理をしなければならない場合があり、代表者が傷病でそれを行ない得ない時に、金融機関との間で代理人としての当社幹部を指名し、金融機関において行使し得る権限を金融機関とあらかじめ合意するなど。不在、連絡が困難な時の権限行使、義務の履行の範囲を設定、明確化など。金融機関だけにとどまらない。

3. 次回運営推進会議の開催日程（開催見送り）

通常であれば、第5回は令和5年2月27日（月）13時30分から予定するところ、開催は見送り、今回と同様に、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えることとする。

以上

本件のお問合せ先

事業主体) 株式会社 相生 代表者) 代表取締役 萩原 将之
電話 0475-36-5711

令和4年12月22日

ゆうなぎ九十九里、ゆうなぎ白子
ご入居のお客様ならびにご関係のみなさま

ゆうなぎ九十九里 ゆうなぎ白子
(事業主体) 株式会社 相生
(代表者) 代表取締役社長 筒井 将之
TEL0475-36-5711

新型コロナウイルス感染症の感染について (ゆうなぎ白子)

冠省 標記の件について、お知らせいたします。

本日、弊社が経営管理する、ゆうなぎ白子（長生郡白子町幸治3079番地3）において、ご入居のお客様、ならびに役職員において新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明しましたので、お知らせいたします。

本日感染が判明したお客様：5名
昨日感染が判明した役職員：1名

経緯をご説明します。昨晚、役職員の一斉の抗原検査において、1名の役職員の陽性反応があつて、本日、月2回の訪問診療であったことから、訪問診療委託先のみんなのライフサポートクリニック大網（以下、クリニックと称します）の医師による抗原検査の結果、5名のお客様の感染が判明しました。

感染が判明したお客様につきましては、以後、注視してクリニックとともに容態の管理と治療に努めてまいります。なお、感染が判明したお客様のご家族、ご関係のみなさまには、その都度、個別にご連絡を申し上げます。

また、ゆうなぎ九十九里（山武郡九十九里町小関2316番地1）につきましては、現在、感染が判明した事例はありませんが、弊社の経営管理下にあつて、管理部門の役職員の往来があることから、ゆうなぎ白子と同様に後述する取り扱いといたします。

なお、7月29日付、当社私が発した書面によって、現在、次のとおりの取り扱い

いをしておりますが、あらためて、ゆうなぎ九十九里、ゆうなぎ白子、ともに継続してまいりますので、ご協力のほど、何卒、宜しくお願い申し上げます。

～7月29日付「新型コロナウイルス感染症拡大局面に際し、面会謝絶等をお願いする件」～これを、本日以降、事態が収束するまで、当面の間、継続します。

- (1) 本日これより、当面の間、少なくとも現在の第7波といわれる状況が終息するまで面会謝絶といたします。入館はご遠慮ください。
- (2) 書類・物品などの授受は玄関先、信書等はポスト投函にてお願いします。
- (3) このことを、みなさまのご家族、ご親戚、ご友人にもお知らせください。
- (4) 個別のご事情については、事前にお電話等でご相談ください。

ゆうなぎ九十九里 TEL0475-70-7333 FAX0475-70-7335

ゆうなぎ白子 TEL0475-36-7188 FAX0475-36-5712

以上

令和4年12月27日

ゆうなぎ九十九里、ゆうなぎ白子
ご入居のお客様ならびにご関係のみなさま

ゆうなぎ九十九里 ゆうなぎ白子
(事業主体) 株式会社 相生
(代表者) 代表取締役社長 筒井 将之
TEL0475-36-5711

(第2報) 新型コロナウイルス感染症の感染について (ゆうなぎ白子)

冠省 標記の件について、お知らせいたします。

昨日 (ならびに昨日までに)、弊社が経営管理する、ゆうなぎ白子 (長生郡白子町幸治3079番地3) において、ご入居のお客様、ならびに役職員において新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明しましたので、お知らせいたします。

昨日感染が判明したお客様：2名 (22日発表5名：累計7名)

昨日までに感染が判明した役職員：7名 (22日発表1名：累計8名)

感染が判明した、ゆうなぎ白子のお客様につきましては、以後、注視してクリニックとともに容態の管理と治療に努めてまいります。なお、感染が判明したお客様のご家族、ご関係のみなさまには、その都度、個別にご連絡を申し上げます。

なお、弊社としましては、22日の感染が初めて判明した時点において、千葉県知事部局の弊社所管課に報告、あわせて、ゆうなぎ白子を所管する長生郡白子町、茂原市所在の長生保健所 (長生健康福祉センター) に報告、以後、長生保健所のフォロー、モニタリングを受け、感染が判明したお客様にあっては、ゆうなぎ白子にて療養生活を継続しております。本日現在、中等症、重症のお客様、役職員はおりません。

以上の感染が判明したお客様、役職員の療養が解除される最終日は令和5年1月2日となっておりますが、念の為、弊社としましては、1月3日までとすることとし、4日の午前8時30分まで、弊社の許可のない者についてゆうなぎ白子

の建物内への立ち入りを謝絶することとし、弊社ゆうなぎ九十九里の役職員にあって発熱等発症の症状がない者についても例外なく立ち入りを禁止としました。ゆうなぎ白子の職員にあって同様にゆうなぎ九十九里への立ち入りを禁止としました。

また、ゆうなぎ九十九里（山武郡九十九里町小関2316番地1）につきましては、現在、感染が判明した事例はありませんが、弊社の経営管理下において、管理部門の役職員の往来があることから、ゆうなぎ白子と同様に後述する取り扱いといたします。

なお、7月29日付、当社私が発した書面によって、現在、次のとおりの取り扱いをしておりますが、あらためて、ゆうなぎ九十九里、ゆうなぎ白子、ともに継続してまいりますので、ご協力のほど、何卒、宜しくお願い申し上げます。

～7月29日付「新型コロナウイルス感染症拡大局面に際し、面会謝絶等をお願いする件」～これを、12月22日以降、事態が収束するまで、当面の間、継続します。

- (1) 本日これより、当面の間、少なくとも現在の第7波*といわれる状況が終息するまで面会謝絶といたします。入館はご遠慮ください。
- (2) 書類・物品などの授受は玄関先、信書等はポスト投函にてお願いします。
- (3) このことを、みなさまのご家族、ご親戚、ご友人にもお知らせください。
- (4) 個別のご事情については、事前にお電話等でご相談ください。

*第8波と読み替えます。

ゆうなぎ九十九里 TEL0475-70-7333 FAX0475-70-7335

ゆうなぎ白子 TEL0475-36-7188 FAX0475-36-5712

以上

令和5年1月2日

ゆうなぎ九十九里、ゆうなぎ白子
ご入居のお客様ならびにご関係のみなさま

ゆうなぎ九十九里 ゆうなぎ白子
(事業主体) 株式会社 相生
(代表者) 代表取締役社長 筒井 将之
TEL0475-36-5711

(第3報) 新型コロナウイルス感染症の感染について (ゆうなぎ白子)

冠省 標記の件について、お知らせいたします。

本日現在、12月27日以降、新たに感染が判明したケースはありません。

既に、昨年、令和4年12月22日(第1報)、同年同月27日(第2報)にてお知らせしておりますとおり、弊社が経営管理する、ゆうなぎ白子(長生郡白子町幸治3079番地3)において、ご入居のお客様、ならびに役職員において新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明しました。

【本日令和5年1月2日までに感染が判明した員数】

なし

【令和4年12月27日までに感染が判明した員数】

感染が判明したお客様：7名

感染が判明した役職員：8名

令和4年12月27日までに感染が判明した、ゆうなぎ白子のお客様につきましては、弊社がクリニックとともに容態の管理と治療に努めてまいります。なお、感染が判明したお客様のご家族、ご関係のみなさまには、その都度、個別にご連絡を申し上げます。

なお、弊社としましては、22日の感染が初めて判明した時点において、千葉県知事部局の弊社所管課に報告、あわせて、ゆうなぎ白子を所管する長生郡白子町、茂原市所在の長生保健所(長生健康福祉センター)に報告、以後、長生保健所のフォロー、モニタリングを受け、感染が判明したお客様にあっては、ゆうなぎ白

子にて療養生活を継続しております。本日現在、症状が顕著に見られる、中等症、重症のお客様、役職員はおりません。

以上の感染が判明したお客様、役職員の療養が解除される最終日は令和5年1月2日となっておりますが、念の為、弊社としましては、1月3日までとすることとし、4日の午前8時30分まで、弊社の許可のない者についてゆうなぎ白子の建物内への立ち入りを謝絶することとし、弊社ゆうなぎ九十九里の役職員にあって発熱等発症の症状がない者についても例外なく立ち入りを禁止としました。ゆうなぎ白子の職員にあっては同様にゆうなぎ九十九里への立ち入りを禁止としました。

また、ゆうなぎ九十九里（山武郡九十九里町小関2316番地1）につきましては、現在、感染が判明した事例はありませんが、弊社の経営管理下において、管理部門の役職員の往来があることから、ゆうなぎ白子と同様に後述する取り扱いといたします。

なお、7月29日付、当社私が発した書面によって、現在、次のとおりの取り扱いをしておりますが、あらためて、ゆうなぎ九十九里、ゆうなぎ白子、ともに継続してまいりますので、ご協力のほど、何卒、宜しくお願い申し上げます。

～7月29日付「新型コロナウイルス感染症拡大局面に際し、面会謝絶等をお願いする件」～これを、12月22日以降、事態が収束するまで、当面の間、継続します。

- (1) 本日これより、当面の間、少なくとも現在の第7波*といわれる状況が終息するまで面会謝絶といたします。入館はご遠慮ください。
- (2) 書類・物品などの授受は玄関先、信書等はポスト投函にてお願いします。
- (3) このことを、みなさまのご家族、ご親戚、ご友人にもお知らせください。
- (4) 個別のご事情については、事前にお電話等でご相談ください。

※第8波と読み替えます。

ゆうなぎ九十九里 TEL0475-70-7333 FAX0475-70-7335
ゆうなぎ白子 TEL0475-36-7188 FAX0475-36-5712

以上